

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月15日

【四半期会計期間】 第34期第2四半期(自平成27年3月1日至平成27年5月31日)

【会社名】 サムティ株式会社

【英訳名】 Samty Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 江口和志

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区西中島四丁目3番24号

【電話番号】 06(6838)3616(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 松井宏昭

【最寄りの連絡場所】 大阪市淀川区西中島四丁目3番24号

【電話番号】 06(6838)3616(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 松井宏昭

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第33期 第2四半期 連結累計期間	第34期 第2四半期 連結累計期間	第33期
会計期間		自 平成25年12月1日 至 平成26年5月31日	自 平成26年12月1日 至 平成27年5月31日	自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日
売上高	(百万円)	10,429	20,922	24,363
経常利益	(百万円)	931	3,024	2,304
四半期(当期)純利益	(百万円)	985	2,634	2,304
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	981	2,716	2,227
純資産額	(百万円)	24,951	24,691	24,966
総資産額	(百万円)	92,522	114,855	99,709
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	47.15	120.70	108.21
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	40.42	107.63	95.98
自己資本比率	(%)	24.9	21.3	23.3
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,942	4,226	1,147
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	4,030	8,392	8,780
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	7,127	11,960	11,620
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	7,975	8,854	9,513

回次		第33期 第2四半期 連結会計期間	第34期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成26年3月1日 至 平成26年5月31日	自 平成27年3月1日 至 平成27年5月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	40.89	94.19

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において新たに発生した事業等のリスクは次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(株式価値の希薄化について)

当社は、平成27年3月4日開催の取締役会決議により、2020年満期円貨建換社債型新株予約権付社債を発行し、平成27年3月20日に払い込みが完了しております。

この新株予約権付社債の発行により、平成27年5月31日現在の発行済株式総数(23,790,861株)に対する潜在株式数の比率は16.76%となり、当該新株予約権が行使された場合、1株当たりの株式価値の希薄化が生じる可能性があります。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、政府の積極的な経済政策と日銀の金融緩和と政策などを背景にして、円安・株高が継続し、企業収益の改善や個人消費の持ち直しなど景気は緩やかながら回復基調で推移しております。しかしながら、円安による原材料価格の上昇や海外景気の下振れリスクなど先行き不透明な状況にあります。

当社グループの属する不動産業界におきましては、国土交通省が発表した平成27年1月1日時点の公示価格で、三大都市圏の地価(全用途)が2年連続で上昇しました。また良好な資金調達環境に加え、円安の進行に伴い海外からの不動産投資が増加し、不動産売買市場は引き続き活況を呈しており、事業環境は概ね順調に推移しております。

このような事業環境下におきまして、当社グループは、現在進めております中長期経営計画「Challenge 40」に則り、総合不動産としての絶対的な地位の確立を目指し、事業を推進してまいりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高20,922百万円(前年同四半期比100.6%増)、営業利益4,140百万円(前年同四半期比131.4%増)、経常利益3,024百万円(前年同四半期比224.7%増)、四半期純利益2,634百万円(前年同四半期比167.4%増)となりました。

(セグメント別の状況)

不動産事業

不動産事業は、自社ブランド「S-RESIDENCE」シリーズ等の企画開発・販売及び収益不動産等の再生・販売を行っております。また投資用マンションの企画開発・販売を行っております。

収益マンションとして「サムティラヴィール新大阪(大阪市淀川区)」、「サムティ・ラ・ガール住道(大阪府大東市)」、「リビングステージ榴岡公園(仙台市宮城野区)」、「スタジオスクエア蒔田公園(横浜市南区)」、「スタジオスクエア本通(静岡市葵区)」、「プレミネンテパーク藤が丘(名古屋市名東区)」、「リベール山王(名古屋市中区)」、「サムティ福岡県庁前(福岡市博多区)」、「REGALO筑紫通り(福岡市博多区)」、「プリモ・レガロ口野間(福岡市南区)」等を売却いたしました。

また、投資用マンションとして「サムティ福島PORTA(大阪市福島区)」、「レオンコンフォート本町(大阪市中央区)」、「ベルグレードSK DUE(東京都足立区)」、「アイル芝浦東京ベイ(東京都港区)」において178戸を販売いたしました。

この結果、当該事業の売上高は15,004百万円(前年同四半期比108.8%増)、営業利益は1,457百万円(前年同四半期比24.1%増)となりました。

不動産賃貸事業

不動産賃貸事業は、賃貸マンション、オフィスビル、商業施設、ホテル等の賃貸及び管理を行っております。

賃料収入の増加を図るべく、営業エリアの拡大並びに収益不動産の仕入の強化に努め、「サムティ宮ヶ丘レジデンス（札幌市中央区）」、「サムティレジデンス24（札幌市西区）」、「サムティ上社（名古屋市名東区）」、「サムティ山王レジデンス（名古屋市市中川区）」、「サムティ神戸駅南通（神戸市兵庫区）」、「サムティ神戸浜崎通（神戸市兵庫区）」、「サムティ室見（福岡市早良区）」、「プリオ大名ビル（福岡市中央区）」、「サンレジデンス慶徳（熊本市中央区）」、「フォスタワー西千石（鹿児島県鹿児島市）」を取得いたしました。

この結果、当該事業の売上高は5,588百万円（前年同四半期比95.0%増）、営業利益は3,381百万円（前年同四半期比175.7%増）となりました。

その他の事業

その他の事業は、「センターホテル東京（東京都中央区）」及び「センターホテル大阪（大阪市中央区）」の2棟のビジネスホテルの保有・運営に加え、分譲マンション管理事業及び建設・リフォーム業を行っております。

この結果、当該事業の売上高は329百万円（前年同四半期比12.7%減）、営業利益は89百万円（前年同四半期比35.7%増）となりました。

（2）財政状態の分析

（資産の部）

当第2四半期連結会計期間の資産合計は、前連結会計年度末と比べ、15,145百万円増加し、114,855百万円となっております。このうち流動資産は8,042百万円増加し、53,653百万円となっており、固定資産は6,952百万円増加し、61,008百万円となっております。流動資産の主な増加要因は、販売用不動産が9,633百万円、売掛金が1,907百万円それぞれ増加する一方で、仕掛販売用不動産が3,659百万円減少したことなどによるものであります。固定資産の主な増加要因は、有形固定資産が5,578百万円、投資その他の資産が1,376百万円それぞれ増加したことなどによるものであります。

（負債の部）

当第2四半期連結会計期間の負債合計は、前連結会計年度末と比べ、15,420百万円増加し、90,163百万円となっております。このうち流動負債は2,920百万円増加し、20,776百万円となっており、固定負債は12,500百万円増加し、69,387百万円となっております。流動負債の主な増加要因は、短期借入金が1,857百万円、支払手形が973百万円それぞれ増加したことなどによるものであります。固定負債の主な増加要因は、長期借入金が7,642百万円、新株予約権付社債が4,000百万円それぞれ増加したことなどによるものであります。

（純資産の部）

当第2四半期連結会計期間の純資産合計は、四半期純利益の計上により利益剰余金が2,634百万円増加、配当金の支払いにより利益剰余金が488百万円減少、自己株式の取得により自己株式が1,000百万円増加、合同会社アンピエントガーデン守山の完全子会社化に伴い少数株主持分が1,541百万円減少したことなどにより、前連結会計年度末と比べ274百万円減少し、24,691百万円となっております。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、営業活動により4,226百万円減少、投資活動により8,392百万円減少、財務活動により11,960百万円増加した結果、前連結会計年度末と比べ、659百万円減少し、当第2四半期連結累計期間末には8,854百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動により使用した資金は、4,226百万円(前第2四半期連結累計期間は2,942百万円の支出)となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益3,618百万円、たな卸資産の増加5,991百万円、売上債権の増加1,907百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動により使用した資金は、8,392百万円(前第2四半期連結累計期間は4,030百万円の支出)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出6,633百万円、投資有価証券の取得による支出1,368百万円、連結子会社株式の追加取得による支出970百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動により獲得した資金は、11,960百万円(前第2四半期連結累計期間は7,127百万円の収入)となりました。これは主に、短期借入れによる収入12,782百万円、短期借入金の返済による支出7,425百万円、長期借入れによる収入16,248百万円、長期借入金の返済による支出12,008百万円、新株予約権付社債の発行による収入3,984百万円、自己株式の取得による支出1,000百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 従業員数

連結会社の状況

当第2四半期連結累計期間において、当社グループは業容の拡大に伴い、主に不動産事業関連において16名増加しております。

提出会社の状況

当第2四半期累計期間において、当社は業容の拡大に伴い、主に不動産事業関連において12名増加しております。

(7) 生産、受注及び販売の実績

生産実績

当社グループは、不動産事業及び不動産賃貸事業を主要な事業としており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

受注実績

当社グループは、受注生産を行っていないため、受注実績の記載はしていません。

販売実績

当第2四半期連結累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	区分	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年12月1日 至 平成27年5月31日)	前年同期比(%)
		金額(百万円)	
不動産事業	開発流動化	-	-
	再生流動化	12,218	538.4
	アセットマネジメント	382	8.4
	投資分譲	2,338	43.6
	住宅分譲	65	55.8
	小計	15,004	108.8
不動産賃貸事業	住居	1,449	17.5
	オフィス	529	31.7
	その他	3,609	320.4
	小計	5,588	95.0
その他の事業		329	12.7
合計		20,922	100.6

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去をしております。

2. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,800,000
計	39,800,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成27年5月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年7月15日)	上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	23,790,861	23,790,861	東京証券取引所JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は 100株であり ます。
計	23,790,861	23,790,861		

(注) 提出日現在の発行数には、平成27年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権及び新株予約権付社債の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権及び新株予約権社債は、次のとおりであります。

第15回新株予約権

決議年月日	平成27年4月24日
新株予約権の数(個)	721
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	72,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成27年5月12日～平成27年5月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 742 資本組入額 371
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり741円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり741円は、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が新株予約権を行使することができる期間の末日の1か月前の日においても取締役の地位を喪失していないときは、その翌営業日から新株予約権を行使することができる期間の末日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

- (2) 新株予約権者が死亡したときは、その相続人は下記(4)に定める「新株予約権割当契約書」に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 各新株予約権は、1個を分割して行使できないものとする。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

- (8) 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

円貨建転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	平成27年 3 月 4 日
新株予約権の数(個)	800
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,988,035(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,003(注)2
新株予約権の行使期間	平成27年4月7日～平成32年3月5日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 1,003 資本組入額 502
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1. 本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、本新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の合計額を、新株予約権の行使時の払込金額(以下、「転換価額」という)で除した数とする。但し、本新株予約権の行使の際に生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2.

- (1) 2016年3月4日(以下「決定日」という。)まで(当日を含む。)の15連続取引日の終値の平均値の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「決定日価格」という。)が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、2016年3月18日(以下「効力発生日」という。)以降、決定日価格に修正される(但し、決定日(当日を含まない。)から効力発生日(当日を含む。)までの間に下記(2)に従って行われる調整に服する。)。但し、上記の計算の結果算出される金額が決定日に有効な転換価額の80%に相当する金額を下回る場合には、修正後の転換価額は、決定日に有効な転換価額の80%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする(但し、上記と同じ調整に服する。))。
- (2) 転換価額は、本新株予約権付社債発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(本新株予約権の行使の場合等を除く。)には、次の算式により調整される。なお、次の算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式(当社の保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行、一定限度を超える配当支払い(特別配当の実施を含む。)、その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整されることがある。

- (3) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

3. 2015年4月7日から2020年3月5日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）までとする。但し、本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の5営業日前の日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）まで、本社債の買入消却の場合には、本新株予約権付社債が消却のためDaiwa Capital Markets Europeに引き渡された時まで、また期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2020年3月5日より後に本新株予約権を行使することはできず、また当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

上記にかかわらず、法令、規則又は当社の定款のいずれによるものであるかを問わず、株主確定日（以下に定義する。）が指定された場合、当該本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（以下「行使日」という。）と株主確定日との間の期間が、東京における4営業日（当該4営業日の計算においては行使日及び株主確定日を計算に含めるものとする。）に満たない場合には、当該本新株予約権を行使することはできない。

「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）第151条第1項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。

4.

- (1) 当社が組織再編等を行う場合、(i)その時点において（法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果）法律上実行可能であり、(ii)その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能で、これにつきDaiwa Capital Markets Europeとの間で合意し、かつ(iii)その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出（租税負担を含む。）を当社又は承継会社等（以下に定義する。）に生じさせることなく実行可能であるときは、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債に基づく債務を承継させ、また本新株予約権付社債の要項に従い承継会社等に本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付をさせるよう最善の努力をしなければならない。かかる場合、当社はまた、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)記載の当社の努力義務は、当社がDaiwa Capital Markets Europeに対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において理由の如何を問わず日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって本新株予約権付社債又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社を総称するというものとする。

- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記()又は()に従う。なお、転換価額は上記2.(1)と同様の修正及び上記2.(2)と同様の調整に服する。

() 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

() 上記()以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

新株予約権を行使できる期間

当該組織再編等の効力発生日又は承継会社等の新株予約権が交付された日のいずれか遅い方の日から、上記3.に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された社債と分離して譲渡できない。

(3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

5. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

(1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は、以下のとおりである。

株価が転換価額以上に上昇しないことにより、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数が増加する場合がある。

転換価額の修正基準は、2016年3月4日までの15連続取引日の当社普通株式の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる）であり、修正頻度は1回である。

修正による転換価額の下限は、修正前の転換価額の80%の1円未満の端数を切り上げた金額である。なお、当該転換価額の下限が定められているため、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数の上限は定められていない。また、資金調達金額が本新株予約権付社債の発行価額により決定するため、資金調達の下限は定められていない。

130%コールオプション条項、クリーンアップ条項又は税制変更による場合、当社は繰上償還することができ、組織再編等、上場廃止等又はスクイズアウトによる場合、当社は繰上償還を行う。

(2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は、以下のとおりである。

本新株予約権付社債の所持人は、その保有する本社債を2018年3月20日に額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、2018年2月20日から2018年3月6日までの間に償還請求書とともに当該本新株予約権付社債券を支払代理人に預託することを要する。

但し、当社が上記5.(1)に基づく繰上償還の通知を行った場合、上記償還請求と当該通知の前後関係にかかわらず、2018年3月20日より前に当該通知が行われている限り、本請求権に優先して上記5.(1)に基づく繰上償還の規定が適用される。

当社株券の売買に関する事項についての取得者と当社との間の取決めの内容は、該当事項はない。

当社株券の貸借に関する事項についての取得者と当社の利害関係者等との間の取決めの内容は、該当事項はない。

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としてのその他投資者の保護を図るため必要な事項は、該当事項はない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年5月31日		23,790,861		6,893		6,793

(6) 【大株主の状況】

平成27年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
森山 茂	大阪府豊中市	3,721,000	15.64
松下 一郎	大阪市都島区	2,571,000	10.80
(有)剛ビル	大阪市豊中市新千里北町2丁目16-16	950,000	3.99
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	948,200	3.98
江口 和志	大阪府吹田市	771,000	3.24
笠城 秀彬	大阪府豊中市	720,100	3.02
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140030 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済 営業部)	ONE WALL STREET, NEW YORK, NY 10286 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	630,000	2.64
(株)オージーキャピタル	大阪市中央区平野町4丁目1-2	352,900	1.48
森山 純子	大阪府豊中市	325,000	1.36
(有)ファイブセクト	大阪市淀川区西中島5丁目14-10	280,400	1.17
計		11,269,600	47.36

- (注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式2,703,182株(11.36%)があります。
2. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)948,200株であります。
3. 大和証券投資信託委託株式会社及びその共同保有者である大和証券キャピタル・マーケット ヨーロッパ リミテッドから平成27年5月11日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)により平成27年4月30日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
大和証券投資信託委託株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9-1	756,900	3.18
大和証券キャピタル・マーケット ヨーロッパ リミテッド	英国ロンドン市キング・ウィリアム 通5番地	914,517	3.71

- (注) 大和証券キャピタル・マーケット ヨーロッパ リミテッドの保有株券等の数には、新株予約権付債券の保有に伴う保有潜在株式の数が含まれております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,703,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,085,900	210,859	
単元未満株式	普通株式 1,861		
発行済株式総数	23,790,861		
総株主の議決権		210,859	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が600株(議決権6個)含まれております。

【自己株式等】

平成27年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己所有株式) サムティ株式会社	大阪市淀川区西中島四丁目 3番24号	2,703,100		2,703,100	11.36
計		2,703,100		2,703,100	11.36

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成27年3月1日から平成27年5月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年12月1日から平成27年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人だいちによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年11月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,023	9,364
売掛金	218	2,126
販売用不動産	17,377	27,010
仕掛販売用不動産	17,324	13,665
商品	0	17
貯蔵品	1	1
繰延税金資産	232	219
その他	440	1,256
貸倒引当金	7	8
流動資産合計	45,611	53,653
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	21,126	24,749
信託建物（純額）	4,154	4,145
土地	23,136	25,095
信託土地	2,359	2,360
その他（純額）	68	74
有形固定資産合計	50,846	56,424
無形固定資産		
のれん	107	103
その他	58	60
無形固定資産合計	165	163
投資その他の資産		
投資有価証券	1,665	3,206
繰延税金資産	174	14
その他	1,224	1,218
貸倒引当金	19	19
投資その他の資産合計	3,044	4,420
固定資産合計	54,056	61,008
繰延資産		
創立費	0	0
開業費	41	192
繰延資産合計	41	192
資産合計	99,709	114,855

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年11月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年5月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1 1,489	1 2,589
繰延税金負債	1	-
短期借入金	2,732	4,589
1年内返済予定の長期借入金	10,802	10,899
未払法人税等	1,217	1,012
その他	1,612	1,684
流動負債合計	17,856	20,776
固定負債		
長期借入金	52,147	59,789
新株予約権付社債	-	4,000
繰延税金負債	1,895	1,779
退職給付に係る負債	82	100
預り敷金保証金	1,990	2,889
建設協力金	759	732
その他	11	95
固定負債合計	56,886	69,387
負債合計	74,742	90,163
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,893	6,893
資本剰余金	6,793	6,793
利益剰余金	10,583	12,729
自己株式	1,068	2,068
株主資本合計	23,201	24,348
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	35	133
その他の包括利益累計額合計	35	133
新株予約権	187	210
少数株主持分	1,541	-
純資産合計	24,966	24,691
負債純資産合計	99,709	114,855

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年12月1日 至平成26年5月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年12月1日 至平成27年5月31日)
売上高	10,429	20,922
売上原価	7,301	15,263
売上総利益	3,127	5,659
販売費及び一般管理費	1 1,337	1 1,519
営業利益	1,789	4,140
営業外収益		
受取利息	0	1
受取配当金	37	0
保険解約返戻金	12	12
金利スワップ評価益	0	-
その他	6	4
営業外収益合計	57	18
営業外費用		
支払利息	712	875
支払手数料	161	219
社債発行費	-	15
持分法による投資損失	38	-
その他	1	23
営業外費用合計	915	1,133
経常利益	931	3,024
特別利益		
固定資産売却益	500	47
負ののれん発生益	1,067	555
特別利益合計	1,567	602
特別損失		
固定資産売却損	53	2
固定資産除却損	14	6
段階取得に係る差損	885	-
特別損失合計	953	8
税金等調整前四半期純利益	1,545	3,618
法人税、住民税及び事業税	539	988
法人税等調整額	20	11
法人税等合計	560	1,000
少数株主損益調整前四半期純利益	985	2,618
少数株主損失()	-	16
四半期純利益	985	2,634

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年12月1日 至平成26年5月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年12月1日 至平成27年5月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	985	2,618
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3	97
その他の包括利益合計	3	97
四半期包括利益	981	2,716
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	981	2,732
少数株主に係る四半期包括利益	-	16

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年12月1日 至平成26年5月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年12月1日 至平成27年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,545	3,618
減価償却費	485	511
のれん償却額	4	4
貸倒引当金の増減額(は減少)	14	0
受取利息及び受取配当金	38	1
支払利息	712	875
持分法による投資損益(は益)	38	-
有形固定資産売却損益(は益)	446	45
売上債権の増減額(は増加)	48	1,907
たな卸資産の増減額(は増加)	3,752	5,991
仕入債務の増減額(は減少)	364	1,099
負ののれん発生益	1,067	555
段階取得に係る差損益(は益)	885	-
退職給付引当金の増減額(は減少)	4	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	18
預り敷金及び保証金の増減額(は減少)	553	899
その他	379	795
小計	1,880	2,268
利息及び配当金の受取額	38	1
利息の支払額	716	862
法人税等の支払額	383	1,096
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,942	4,226
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	7,341	6,633
有形固定資産の売却による収入	2,830	641
投資有価証券の取得による支出	2	1,368
投資有価証券の償還による収入	384	25
新規連結子会社の取得による支出	74	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	141	-
連結子会社株式の追加取得による支出	5	970
無形固定資産の取得による支出	1	15
建設協力金の支払による支出	24	27
定期預金の払戻による収入	330	-
出資金の払込による支出	30	42
出資金の清算による収入	0	-
長期貸付金の回収による収入	1	-
その他	44	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,030	8,392

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年12月1日 至平成26年5月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年12月1日 至平成27年5月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	3,470	12,782
短期借入金の返済による支出	3,277	7,425
長期借入れによる収入	19,503	16,248
長期借入金の返済による支出	12,090	12,008
新株予約権付社債の発行による収入	-	3,984
株式の発行による収入	5	-
自己株式の取得による支出	-	1,000
配当金の支払額	316	486
その他	166	134
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,127	11,960
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	155	659
現金及び現金同等物の期首残高	7,681	9,513
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	138	-
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	0	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 7,975	1 8,854

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当第2四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (平成26年11月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年5月31日)
支払手形		387百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成25年12月1日至平成26年5月31日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成26年12月1日至平成27年5月31日)	
1 販売費及び一般管理費の主なもの		1 販売費及び一般管理費の主なもの	
販売手数料	94百万円	販売手数料	14百万円
広告宣伝費	47百万円	広告宣伝費	77百万円
賃貸仲介手数料	65百万円	賃貸仲介手数料	63百万円
役員報酬	169百万円	役員報酬	192百万円
給与手当	235百万円	給与手当	284百万円
退職給付費用	15百万円	退職給付費用	15百万円
法定福利費	51百万円	法定福利費	58百万円
支払手数料	124百万円	支払手数料	179百万円
租税公課	185百万円	租税公課	225百万円
支払報酬	52百万円	支払報酬	84百万円
賃借料	51百万円	賃借料	40百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

前第2四半期連結累計期間 (自平成25年12月1日至平成26年5月31日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成26年12月1日至平成27年5月31日)	
(平成26年5月31日現在)		(平成27年5月31日現在)	
現金及び預金	8,475 百万円	現金及び預金	9,364 百万円
預入期間が3ヶ月超の定期預金	500 百万円	預入期間が3ヶ月超の定期預金	510 百万円
現金及び現金同等物	7,975 百万円	現金及び現金同等物	8,854 百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成25年12月1日 至 平成26年5月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年2月27日 定時株主総会	普通株式	318	1,700	平成25年11月30日	平成26年2月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年7月15日 取締役会	A種優先株式	22	9,000	平成26年5月31日	平成26年7月31日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成26年12月1日 至 平成27年5月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年2月26日 定時株主総会	普通株式	488	22.00	平成26年11月30日	平成27年2月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成27年3月4日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得することを決議し、自己株式の取得を行いました。この自己株式の取得により、自己株式が999百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末において2,068百万円となっております。

なお、当該決議に基づく自己株式の取得につきましては、平成27年4月7日までにすべて終了いたしました。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成25年12月1日 至 平成26年5月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	不動産事業	不動産賃貸 事業	その他の 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	7,185	2,866	377	10,429	-	10,429
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1	-	112	114	114	-
計	7,186	2,866	490	10,543	114	10,429
セグメント利益	1,174	1,226	65	2,467	677	1,789

(注)1. セグメント利益の調整額 677百万円は、セグメント間取引消去 48百万円、各報告セグメントに配賦されない全社費用 629百万円であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成26年12月1日 至 平成27年5月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	不動産事業	不動産賃貸 事業	その他の 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	15,004	5,588	329	20,922	-	20,922
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	146	146	146	-
計	15,004	5,588	476	21,069	146	20,922
セグメント利益	1,457	3,381	89	4,928	788	4,140

(注)1. セグメント利益の調整額 788百万円は、セグメント間取引消去 37百万円、各報告セグメントに配賦されない全社費用 750百万円であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(重要な負ののれん発生益)

不動産事業において、平成27年2月27日に連結子会社である合同会社アンピエントガーデン守山を営業者とする匿名組合への出資を追加取得して合同会社アンピエントガーデン守山を完全子会社化いたしました。これにより555百万円の負ののれん発生益を計上しておりますが、特別利益のため報告セグメントには配分しておりません。

(金融商品関係)

投資有価証券及び長期借入金は、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ四半期連結貸借対照表計上額に前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められますが、当第2四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年12月1日 至平成26年5月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年12月1日 至平成27年5月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	47円15銭	120円70銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	985	2,634
普通株主に帰属しない金額(百万円)	22	-
(うち優先配当額)(百万円)	(22)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	962	2,634
普通株式の期中平均株式数(株)	20,415,533	21,827,819
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	40円42銭	107円63銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	22	-
(うち優先配当額)(百万円)	(22)	-
普通株式増加数(株)	3,955,163	2,649,879
(うちA種優先株)(株)	(3,368,435)	(-)
(うち新株予約権付社債)(株)	(-)	(1,950,193)
(うち新株予約権)(株)	(586,728)	(699,686)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年7月10日

サムティ株式会社
取締役会 御中

監査法人だいち

代表社員 業務執行社員	公認会計士	星 野	誠 印
代表社員 業務執行社員	公認会計士	村 田	直 隆 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサムティ株式会社の平成26年12月1日から平成27年11月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成27年3月1日から平成27年5月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年12月1日から平成27年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サムティ株式会社及び連結子会社の平成27年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。